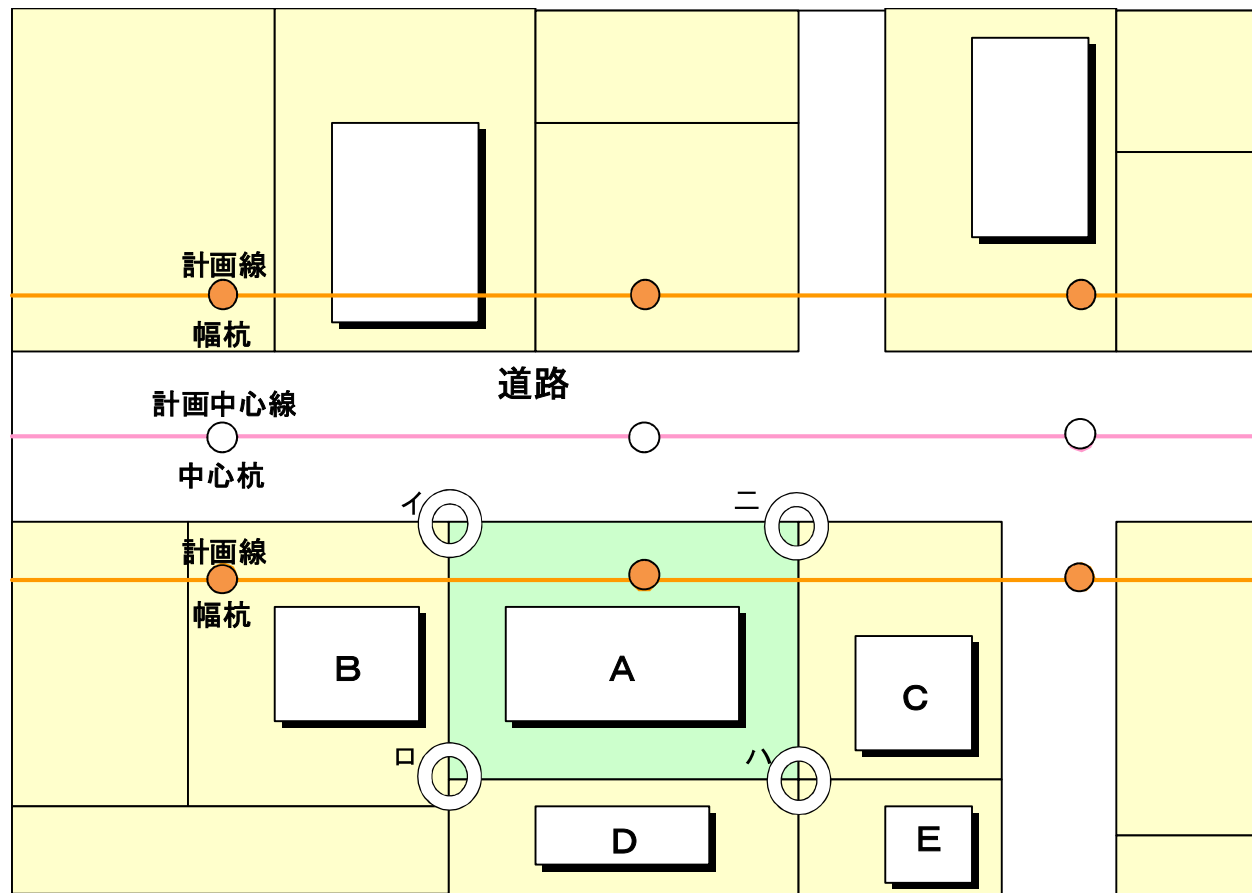


用地測量について

■用地測量とは

用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、用地取得対象面積を確定する作業です。下図では、例えばAさんの場合、BさんやCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会をお願いし、（すでに国土調査や区画整理等で境界が確定している箇所については、Aさんのみの確認となる場合があります）Aさんの用地取得対象面積を確定します。この際、現地には計画線の幅を示す幅杭（●オレンジ）を設置します。



お問い合わせ先

東京都西多摩建設事務所 工事第一課

〒198-0042

東京都青梅市東青梅3-20-1

○事業に関することは 設計総括担当 電話 0428-22-7217
○測量に関することは 測量担当 電話 0428-22-2684

青梅都市計画道路3・4・13号線（青梅東端線）外1路線

瑞穂町長岡下師岡地内～青梅市今井五丁目地内

事業概要及び用地測量説明会

日時・場所

- ①令和5年 9月 8日(金)19:00～20:30
長岡コミュニティセンター
- ②令和5年 9月10日(日)13:30～15:00
新町市民センター

 東京都西多摩建設事務所

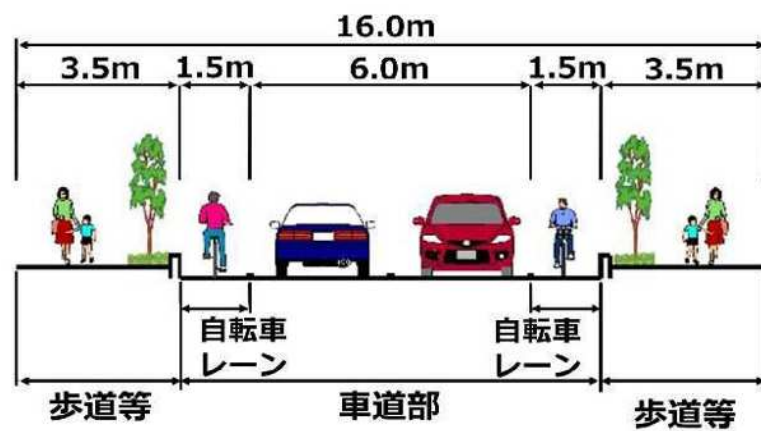
青梅都市計画道路3・4・13号線（青梅東端線）外1路線 事業概要

事業の概要

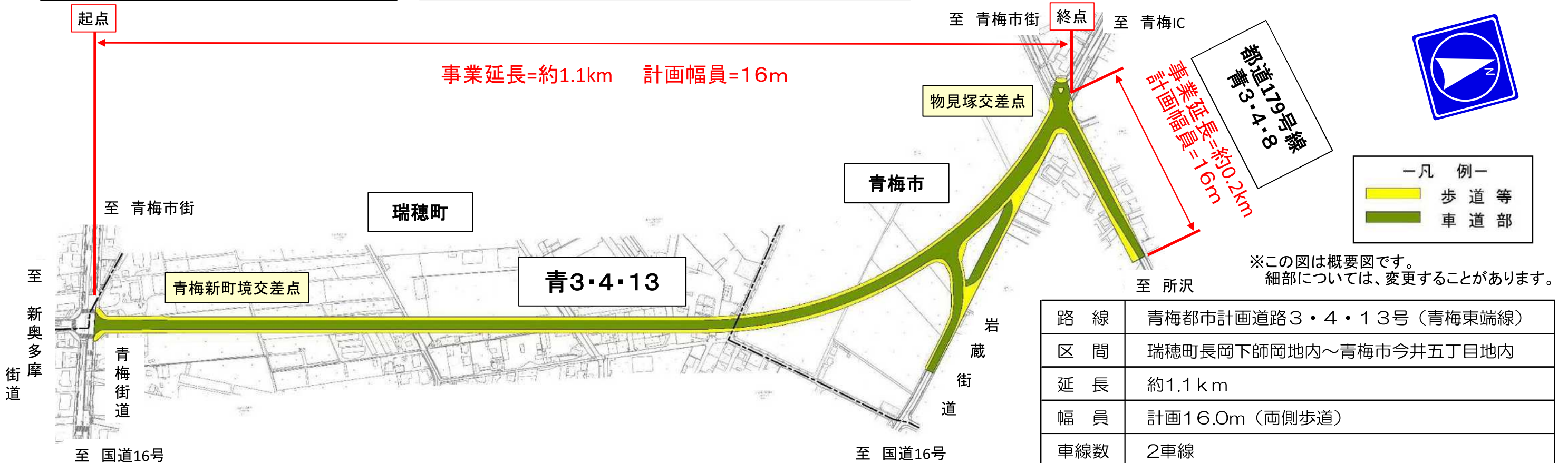
本事業は、青梅街道の青梅新町境交差点から岩蔵街道の物見塚交差点までの延長約1.1km区間の都市計画道路を整備するものであります。本区間は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、優先整備路線として位置付けられています。

計画路線の北側では、圏央道青梅インターチェンジ周辺の物流拠点整備が進められており、増加する交通需要や地域の生活を支えるため、本路線の整備を行うものであります。

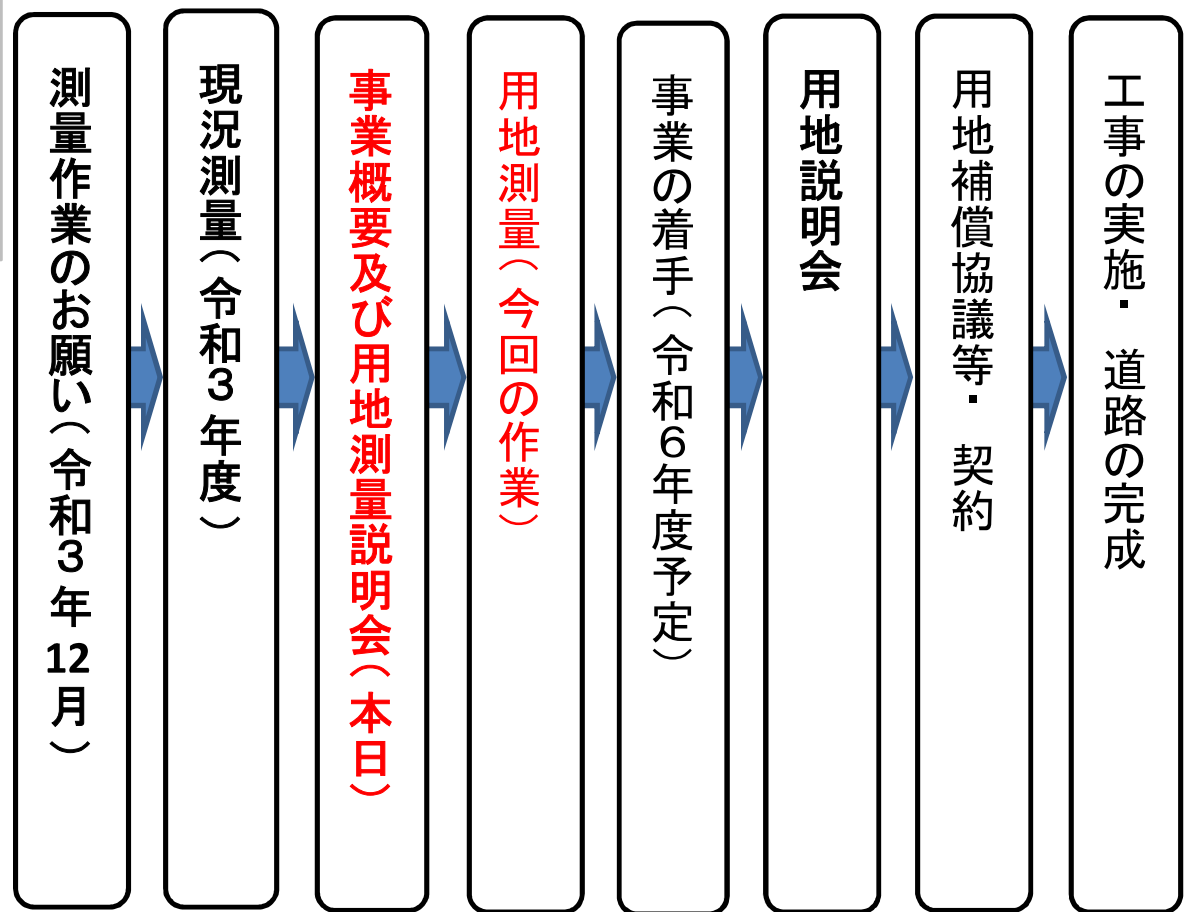
横断面図



平面図



事業の進め方



事業の効果

①交通の円滑化

広域的な道路ネットワークの形成による人やモノの流れの円滑化・都市間連携の強化が図られ、圏央道青梅インターチェンジへのアクセス性が向上します。

②交通安全性の向上

生活道路へ流入している通過交通が抑制されると同時に、道路の両側に3.5mの歩道を整備することにより、安全で快適な歩行者空間が確保されます。

③防災性・都市景観の向上

歩道の整備に合わせ、無電柱化を進めることにより、災害に強い道路の構築が可能となり、都市景観も向上します。

路線	青梅都市計画道路3・4・13号（青梅東端線）
区間	瑞穂町長岡下師岡地内～青梅市今井五丁目地内
延長	約1.1km
幅員	計画16.0m（両側歩道）
車線数	2車線